

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 28 年度 枚方市保健所運営協議会
開 催 日 時	平成 28 年 7 月 11 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
開 催 場 所	ラポールひらかた 4 階 大研修室
出 席 者	岩瀬敦彦委員、太田壮一委員、籠本孝雄委員、芝吹眞智子委員、 高野勝委員、田中昌博委員、田之上和子委員、田畑卿子委員、 寺西勉委員、野原隆司委員、畑和美委員、原久永委員、 藤本良知委員、松本昌泰委員、三浦一志委員、宮原保子委員、 渡邊幹男委員
欠 席 者	澤田敏委員、富岡信隆委員、西山利正委員、藤中明広委員、 柳谷政広委員
案 件 名	1. はじめに 2. 会長及び副会長の互選 3. 平成 27 年度の取組みについて 4. 今後の重点施策について
提出された資料等の 名 称	資料 1 枚方市保健所運営協議会委員名簿 資料 2 枚方市保健所運営協議会に係る関係例規 資料 3 今後の重点施策 資料 4 「動物管理関係業務」 資料 5 「結核・性感染症の現状と対策 ～感染症の正しい知識の普及を目指して～」 資料 6 「発達障害児の早期発見と早期支援の充実を目指して ～幼児期早期からの支援の現状と、支援のきっかけで ある乳幼児健診の充実について～」 別冊 平成 27 年度の取組み
決 定 事 項	会長：藤本良知委員、副会長：岩瀬敦彦委員、原久永委員
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	健康部 保健企画課

審 議 内 容

事務局

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より、平成28年度枚方市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております、枚方市保健所 副所長の小川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

僭越ではございますが、会長、副会長の選出までの間、進行役を務めさせていただきます。

まずは、委員の出席状況について報告をさせていただきます。

本日の出席委員は18名で、枚方市保健所運営協議会条例に基づき、この協議会が成立していることをご報告申し上げます。

また、本協議会は公開となっており、会議録につきましては、協議会終了後、発言者名を明らかにした会議録を作成し、各委員の確認を経て、会長の承認をいただいた後に、正式な会議録としてホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本日の傍聴希望者は0名です。

また、大変恐縮ではございますが、委嘱状をお手元にご用意させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本協議会の最中に、審議の風景の写真撮影を行うことがありますが、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、伏見市長から、一言、挨拶をさせていただきます。

それでは、伏見市長、よろしくお願いいたします。

伏見市長

皆様、こんにちは。枚方市長の伏見でございます。

平成28年度枚方市保健所運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より本市行政の推進にご理解とご協力をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市が中核市に移行しまして2年、私が市長に就任させていただきまして9ヶ月が経過いたしました。この間、委員の皆様には、新しい枚方の創造へ向けた健康施策へのご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

全国的に高齢化が進む中、枚方市においても高齢化率は増加傾向にあります。高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進するため、枚方市役所では、平成28年度の機構改革におきまして、介護保険や高齢者施策を所管する「高齢社会室」を、これまでの福祉部から健康部へと移管いたしまして、新たに「長寿社会推進室」として改編いたしました。これにより、保健・医療・介護・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、乳幼児から高齢者まで切れ目のない健康づくりに取り組む所存でございます。

一方、枚方市保健所といたしましては、本年4月に「口腔保健支援センター」を設置いたしました。生涯を通じて健やかで心豊かな生活を送るためには、歯と口の健康づくりが非常に大切であることから、府内の市町村に先がけて設置したものでございます。医療や介護、教育などの関係機関との連携のもとで、効果的な事業を実施することで、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたる歯科口腔保健施策を推進してまいります。

また、この7月からは、健康・医療に関する電話相談窓口として、「ひらかた健康ほっとライン24」の運用をスタートいたしました。この事業は、夜間における乳幼児の怪我や病気をはじめ、高齢者が気になる体の症状や心の健康など、市民の健康や医療に対する様々な不安を解消し安全を確保するため、医師・保健師・看護師等の専門相談員が24時間体制で対応するものでございます。

加えて、地域保健と職域保健の連携により、働く世代の健康づくりを支援する「ひらかた健康優良企業」をスタートさせるなど、様々な角度から枚方市独自の健康施策を進めているところでございます。

これらの取り組みを行うことができるのも、本日ご出席いただいております委員の皆様のご協力の賜物でございます。

5つの公的病院や3つの医系大学があるなど、健康と医療に関わる社会資源が充実していることは、本市の持つ大きな魅力であります。

これからも、この魅力を活かしながら、ライフステージに応じた健康施策を展開し、枚方市民の「健康寿命の延伸」に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、公衆衛生の第一線であり、市民の健康づくりの拠点となる保健所の運営にお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、平成28年度の枚方市保健所運営協議会の開催にあたり

ましてのご挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

<委員紹介>

<出席職員紹介>

<資料・配布書類確認>

事務局

それでは、案件2「会長及び副会長の互選」に移らせていただきます。
枚方市保健所運営協議会条例第6条第2項の規定により、会長と副会長2名を選出いただいた後、正面の席にお座りいただき、議事進行をお願いしたいと思います。

会長・副会長の互選にあたりまして、事務局から選出案の提案をさせていただこうと思っております。

まず、会長につきましては、本市において、長きにわたり市民の健康維持について様々な取り組みを続けてこられた枚方市医師会の藤本委員に引き続きお願いしたいと考えております。

また、副会長につきましても、長きにわたり市民の健康維持について様々な取り組みを続けてこられた枚方市歯科医師会の原委員と、枚方市薬剤師会の岩瀬委員にも引き続きお願いしたいと考えております。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声・拍手)

ありがとうございます。それでは、ご賛同いただきましたので、藤本委員に会長を、原委員及び岩瀬委員に副会長をお願いさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、藤本会長、原副会長、岩瀬副会長、正面の席に移動をお願いします。

(会長・副会長の移動)

事務局

なお、大変恐縮ではございますが、市長は次の公務が入っておりますので、ここで失礼させていただきますこととお詫び申し上げます。

<市長退席>

それでは、これからの進行は、会長をお願いしたいと思います。会長、並びに副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

藤本会長

あらためまして、枚方市医師会の会長をしております、藤本でございます。
暑い中、今日は33度ぐらいですかね。連日暑い中ですが、議事を進行してまいります。

どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

原副会長

副会長に就任しました、原です。よろしくお願いいたします。

岩瀬副会長

同じく副会長の任に就きました、岩瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

藤本会長

議事の内容でございますが、次第に書いてありますように、「平成27年度の取り組み」と「今後の重点施策」と言うことで進めてまいります。

それでは、本日は、午後4時ぐらいを目途に協議会を進めて行きたいと思っておりますので、皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、案件3「平成27年度の取組みについて」を議題といたします。

枚方市保健所の永井所長から、平成27年度の取組みについて、ご報告をお願いします。

改めまして、永井でございます。先生方には本当に日頃から保健所の運営にご協力とご理解いただいておりますことを、この場を借りてお礼申し上げたいと思っております。市長のご挨拶にもございましたけれども、枚方市保健所が誕生しまして3年目になりました。なんとか2年を過ぎ、大阪府枚方保健所から業務の移管を受けまして、滞りなく、職員一同努めてきたところでございます。

3年目になりまして、やはり市民により身近な「枚方市」が運営する保健所になったというあたりのカラーを少しずつ出していきたいと思っております。そのような点からも本日も、少しご紹介ありましたが、新たな取り組みなども始めているところでございます。どうぞ引き続きいろいろとご協力、またご指導いただけたらと思っております。

それでは私の方から、昨年度、27年度の取組みについて、簡単ではございますが説明をさせていただきます。

資料と致しましては「平成27年度の取組み」ということで、この分厚い資料をご覧頂けたらと思います。

まず9ページをお開きいただいて、「事務事業の執行概要」というところでございます。

まず、保健所3課でございますけれども、保健企画課の取組みでございます。

(2)の「健康危機管理」についてでございますけれども、昨年度、韓国における中東呼吸器症候群(MERS)や新型インフルエンザ等の感染症対策といたしましては、ウイルスや病原体を外部に漏らさず患者を搬送できる車椅子型アイソレーターというものを枚方市で昨年度購入致しました。この装置を使用した所内での訓練のほか、関西医科大学とのMCA無線によつての災害時の情報伝達訓練、また市立ひらかた病院とは共同で陰圧の車椅子を使いましての搬送訓練なども行い、健康危機事象の発生に備えてきているところでございます。

同じページの(3)「地域保健と職域保健の連携の推進」につきましては、北大阪商工会議所、協会けんぽ、公衆衛生協会などが実施されておられます健診に参画させていただき、生活習慣病予防等の啓発ですとか健康相談を実施してきたほか、地域保健・職域保健の関係機関の皆様にお集まりいただき、情報共有や意見交換を行ってまいりました。

また、昨年10月には、「社員は会社の宝！～健康で元気な社員が活力ある会社をつくる～」と題しまして、事業所向けの講演会を開催しましたほか、働く世代を対象とした健康情報を掲載致しました「保健所つうしん<企業版>」を発行し、事業所が行う従業員の健康づくりを支援してまいりました。なお、今年度からは、登録いただいた事業所の健康づくりを直接支援する「ひらかた健康優良企業」の取り組みを開始したいと考えております。

10ページの(5)でございます。「薬物乱用防止の啓発」でございますけれども、これにつきましても、危険ドラッグ等の薬物について、多くの市民の方にその危険性を認識していただき、薬物乱用防止の意識を高めることを目的に、昨年12月に、枚方市駅のコンコースにおきまして、枚方警察署と共に薬物乱用防止キャンペーンを実施致しました。

続きまして、保健衛生課の取組みでございます。

まず、10ページ(1)の「食品衛生関係施設の衛生管理指導の実施」につきましては、食品衛生法などの関係法規、また毎年度策定いたしております「枚方市食品衛生監視指導計画」に基づきまして、食品関係施設に対する監視指導、また市内で流通する食品や製造された食品の収去検査を実施いたしました。

また、食品事業者対象の衛生講習会や食中毒予防街頭キャンペーンなどを実施することで、食中毒など食品に起因する衛生上の危害発生防止の啓発に努めました。

恐れ入りますが、資料の29ページをご覧ください。29ページ以降食品衛生法等に基づいた監視の内容等が書いております。最下段をご覧ください。市内には、施設数としましても5,000を超える飲食の施設がございます。こういった所を、年度計画を立てまして、1年間で1,400軒というような監視指導を行っております。

また、次のページに参りますと、それ以外の不法販売営業をしている所ですとか様々な食鳥の処理をしているところ、こういった所も全て監視を入るようになっております。食品被害の無いように努めております。

恐れ入ります。資料をまたお戻りいただきまして、(2)「環境衛生関係施設の衛生管

理指導の実施」につきましてです。これは、理容所、美容所、クリーニング所、旅館などの生活衛生施設ですとか、特定建築物、プール施設などに対して立入検査を実施し、衛生基準の遵守について指導を行っております。

また、レジオネラ症発生予防のために、公衆浴場やプール施設に対しまして、レジオネラ属菌の検査も実施したほか、乳幼児用のベビー服に係るホルムアルデヒドの含有量検査を実施するなどして、健康被害の防止に努めております。

これも恐れ入りますが、35ページ以降に記載しておりますので、少しご覧ください。

こちら営業種が非常にたくさんあり、市内には1,000を超える営業種がございますが、これにつきましても計画的に各自指導に入っております。先ほど申し上げましたようにベビー服の調査であるとか、36ページが一番下などではセアカゴケグモの相談なども毎年増えてきておりまして、かなりたくさんの方の数の市民さんからのご相談を頂いております。

また、37ページの真ん中6番でございますが、公衆浴場の採水、水を採ってきましてそれを検査し、出てはいけない細菌群が出ていないか、あるいは出たときには指導するといったようなこともしております。

恐れ入ります。資料お戻りいただきまして、11ページの(4)(5)(6)につきましては動物行政の関係することなのですが、これにつきましては今年度の重点ということにも考えておりますので、のちほど担当課より詳しく説明をさせていただきます。

続きまして、保健予防課です。

同じく11ページの、3というところですが、(1)で「感染症対策」を記載しておりますけれども、やはり古くからあります結核につきまして、あるいは性感染症など、新たな課題もありますので、そういった辺りを含めまして担当課の方より説明をさせていただきます。

12ページをご覧ください。

(2)「精神保健業務」についてでございますが、これも法律に基づき相談業務や啓発を行っているところでございます。

昨年4月より「こころの健康相談」の専用ダイヤルを開設しましたほか、10月からはモバイルによるメンタルチェックシステムで「こころの体温計」というものを導入致しました。「こころの体温計」につきましては、多くの方が自分のストレス度のチェックを簡単にスマホなどからでき、多くの方に利用していただいております。実績と致しましては、27年10月から始めたわけですが、28年3月の半年間で76,560件のアクセスがございました。人口40万人の都市から76,000件のアクセスがあったというのは、非常に関心の高さを感じているところでございます。ストレスのチェックだけをするのではなく、こういったところに相談機関があるかというようなところも、そこからアクセスができるようなシステムにしております。

また、「健康医療都市ひらかたコンソーシアム」の連携事業としまして「こころの健康増進部会」の中で、一般科と精神科医療との連携について検討いただきまして、市内医療機関向けに「枚方市内精神科・心療内科 医療機関情報シート」というものを作成し、昨年度配付いたしましたところでございます。

精神科病院の現地指導につきましては、新たに開院された東香里第二病院を加えまして、市内には精神科病院が5病院ございますが、この5病院全てに対して実施をしたところでございます。

(3)「難病対策事業」でございます。昨年1月及び7月に対象疾病が拡大され、現在306疾病が難病ということで扱っております。

支援の必要な難病患者さんあるいはその家族に対しましては、保健師が相談に応じ、介護・福祉・障害分野の職種と連携いたしまして療養支援を行うなど、専門医療職による訪問相談、また講演会、患者家族交流会を実施し、在宅難病患者の社会参加やQOL(生活の質)の向上、セルフケア能力の向上を図っております。

また、難病対策ネットワークの構築及び推進に向けましても、こちら「ひらかたコンソーシアム」事業の中で「枚方市難病対策分野神経難病対策医療ネットワーク部会」を設置致しました。今後もこの部会を通して、在宅難病患者が抱える地域医療の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保健センターの分野でございます。13ページをご覧ください。

まず(1)の「母子保健事業の推進」につきましては、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援を目指しまして、医療機関をはじめとする関係機関との連携の強化に努めております。

また、乳幼児健康診査の未受診児（赤ちゃん健診に来ていない方です）その対策といたしましては「大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドライン」に基づき未受診児の把握と支援を行っているところでございます。

また、近年、発達障害児の早期発見や早期支援・対応ということが話題によくのぼりますけれども、これにつきましての本市の取り組みは、後ほど詳しく説明させていただきます。

最後、14ページをご覧ください。14ページの（3）「成人及び高齢者の保健事業」につきましては、いつまでも健康でいきいきと暮らすことのできるまちの実現に向けまして、健康教育や健康相談、また、京阪電鉄との共同による健康ウォーキングイベントの実施など、様々な取り組みを行いました。

本年3月には、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「枚方市歯科口腔保健計画」を策定し、4月には保健センター内に口腔保健支援センターを設置いたしました。口腔保健支援センターの設置に合わせまして、このたび本市におきまして歯科医師を常勤配置いたしましたので、大変恐縮ではございますがこの場を借りて改めて紹介をさせていただきます。

< 歯科医師 紹介 >

新たなメンバーも加わりまして、3年目の中核市保健所の運営により一層職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。やはり市民に近い存在であるからこそできる事業もありますし、市民の声を直接聞くということもできます。様々な課題が私たちにも各分野ありますけれども、ぜひまた先生方のいろいろ連携あるいはお力を頂戴したいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願い致します。

この後は、後ほど3つの重点項目につきまして、詳しく紹介をさせていただければと思っております。ありがとうございます。

藤本会長

どうもありがとうございました。中核市としての保健所の取り組みということで、27年度の取り組みについてご説明いただきました。

保健企画課、保健衛生課、保健予防課それぞれの取り組み、それから保健センターの取り組みについてご説明いただいたかと思えます。

何か皆様の方で、ご意見とかご質問がありましたらお受けしたいと思っておりますのでお願いします。もしありましたら、所属とお名前を言っていただけると助かりますので、よろしくをお願いします。

いかがでしょうか。それぞれ各部門の専門の方が来ていただいております。保健所は幅広い業務がありますから、皆様もどこかで保健所との付き合いがあると思えます。

松本委員

確認だけなのですが、先ほどのご説明の中でセアカゴケグモのことがあったわけなんですけれども、あれは、かつては関西空港で最初に見つかって、毒性がある。程度は軽いわけですが、枚方では結構あるのでしょうか。

事務局

府内では出ていない地域は無いほど、大阪はいます。大阪だけではなく全国的に見ましても非常に、過去は出る都道府県が限定されておりましたけれども、今はもうどこにも出ているということです。なので、相談も結構あります。

松本委員

枚方の観光センターなど、外から来られた方がいらっしゃると思うんです。そういう対策とか広報活動はされているのでしょうか。

事務局

ありがとうございます。先日もちょうどその別のキャンペーンをした時にセアカゴケグモの注意を書いた、こんなクモですよとかこういう風に触ってはいけませんとか、処置をして、処分の仕方ですね、そういったことも含めてパンフレットなんかも入れて、大変たくさんの市民に啓発を、まさにしたところでございます。

あと、たとえば健康フェスティバルの様なそういった市民が集まるようなところでも、まずは写真とかを見ていただかないと、どういう物がセアカか知らない人も若干まだいらっしゃいますので、そういうことで、こんなクモがいたら素手で触らないといった啓発をいろんな機会を捉えてやっております。

藤本会長

ありがとうございます。よろしいですか。どうぞ。

野原委員

ちょっと教えて欲しいのですが、子宮頸がんなのですが、今枚方市はワクチンについてはどのような対応を取っておられるのか、教えてください。

事務局

保健センターです。子宮頸がんの予防接種につきましては、一応まだ積極的な勧奨は行わず、ご本人がご希望された場合は実施するという形を取らせていただいております。

野原委員

あの時、国は、もう、しなさいという風な形を取らないとなったのですか。

事務局

国に従って、今のところは実施させていただいているという形になっております。

藤本会長

医師会の方ももめておりまして、ややこしいですね。積極的にはするなど。でもやる意味はあるんじゃないかというようなスタンスなんですね。他いかがでしょうか。お願いします。どうぞ。

渡邊委員

公衆衛生協力会、渡邊でございます。よろしく申し上げます。10 ページにですね、薬物乱用防止の啓発についてとありまして、12月2日に開催されたということですが、我々もこの際に協力をさせていただきました。ただですね、一般市民も含めた啓発活動等が必要ではないかと思われるんですが、いかがなものでしょうか。もっともっと広く、啓発活動ということはやるべきであるという風に思っているところなのです。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございます。仰って頂いた通りだと思います。なかなか市民の方に駅などでパンフレットをお配りしても、他の啓発とちょっと違って薬物乱用はなかなか受け取り手が少なく難しいと考えております。我々といたしましてはそういった例えば子どもたちと言いますか学生さんですね、小学生・中学生・高校生、そういった世代にも今年度、更に重点的に働きかけたいと思っております。そういう子どもたちを学校の中で我々がまたお邪魔する、あるいは薬剤師会の先生方にご協力いただいたり、関係の機関にご協力いただいて、やる中で持ち帰って、親御さんにもお話をさせていただけるのではないかと考えておりますし、そういう若い世代がどうしてもこういったことに興味本位でスタートすることもありますので、そういった若い世代にしっかりと取り組んでいくのもひとつの啓発を広めるという意味での策かと思っております。今年度重点的にしたいと考えております。

渡邊委員

今後ともまた幅広く進めていければという風に思っておりますので、よろしく申し上げます。

藤本会長

ありがとうございました。マスコミなんかでよくにぎわっていますし、小学生中学生でも手を出している子がいるというように聞きますので、その辺りもまたよろしく申し上げます。

他、どうでしょうか。

はい、特に無いようですから、次に移らせていただきたいと思います。

続きまして、次第の4番ですが、「今後の重点施策について」を議題とします。3つの施策があがっているようですので、これは続けて説明いただきたいと思います。その後、委員の方々からご意見を賜りたいと思っておりますので、まず、事務局からご説明をお願いいたします。よろしいですか。お願いします。

事務局

すみません、失礼致します。そうしましたら、今年度の3つの重点項目、取り組みについて委員の皆様にご紹介させていただければと思っております。昨今、犬や猫のそういった動物管理につきまして、保健所が何をしているのかということも先生方にぜひ知っていただきたいと思っておりますし、市内での現状などについてもご理解いただければと思っております。このような機会を頂戴いたしました。

2題目は、結核と性感染症の現状と対策ということでございますけれども、結核も本当に忘れられがちな疾患にはなってきていますが、大阪府内はやはり全国1のワースト罹患率の高いエリアでございます。そのような中でも、枚方市域におきましても医療従事者からの結核発病があったり、色々様々な課題もありますので、そういったところで我々がどのように啓発をしているか、あるいは取り組みをしているか。また性感染症につきましても、最近若い女性のクラミジアの陽性率ですとか様々な問題が出ておりますのでその辺りもご紹介させていただければと思っております。

3題目につきましては、発達障害児の早期発見と早期支援ということでございます。これも各市町村本当に発達障害については取り組みをしているところではございますが、大阪府の中でも枚方市は随分と力を入れて重点的にやってきたつもりではあります。それでももちろんまだまだ十分とは言えないのですけれども、今後さらにどういうことをしてゆきたいかという辺りを先生方にご紹介させていただいて、またご指導いただければと思っております。

それでは3題続けてやらせていただきます。

藤本会長

よろしく申し上げます。

(事務局)
保健衛生課

枚方市保健所保健衛生課の榊原と申します。よろしくお願い致します。座らせていただきます。

では、私の方から、動物管理関係業務についてご説明させていただきます。本日お配りしている資料に無い写真もスライドの方には多少ありますので、スライドの方を見ていただけたらと思います。

保健衛生課の業務は動物以外にも先ほどあったように、食品衛生に係る業務と環境衛生に係る業務と検査に係る業務がございますけれども、今回は動物に関する業務について説明させていただきます。

まず動物管理関係業務の概要としまして、見ていただいているようなものがございます。犬の飼い主は狂犬病予防法に基づきまして、登録が義務付けられておりますので、その登録がまずあります。また、犬に対しては狂犬病予防注射を打たなければなりませんので、打っていた場合は狂犬病予防注射済票というプレート、金属の札のようなものですが、それを管理するためにつけていただきます。そして犬猫は正しく飼養していただく必要がありますので、その指導・啓発もでございます。やむを得ない事情で飼えなくなった犬猫であったり、道端で負傷して倒れているような犬猫の引き取り収容業務も行っております。保健所で収容した犬猫はここにあるように、譲渡事業といたしまして新しい飼い主に譲渡する、または大阪府に委託しているんですけれども、殺処分、まあ大阪府からも譲渡するんですけれども、そのような処分になっていきます。もちろん飼い主が見つかった場合は返還をいたします。

最後に赤字で書いてあります犬猫の苦情対応ですけれども、こちらが非常に様々なケースがあり、多種多様になっておりますので、大きな課題となっております。

では、犬猫の苦情相談件数なんですけれども、枚方市保健所が発足しました平成26年度と27年度で比較しますと、犬に関しましてはそんなに増えてはいないのですが、猫に関しましては増加傾向にあります。また、件数としても猫の方が多くなっております。

で、犬に関する苦情相談内容ですけれども、こちらがお手元の資料にもあるんですけれども、上から順番に多い順となっております。枚方市内には野良犬が現在ほとんどおりませんので、こちらほとんど全て飼い犬に関する苦情と思っていただいても結構です。鳴き声がうるさい。リードをつけずに放し飼いをしている。犬がうろうろしているというので、捕まえに行ったりするんですけれども。あとはどうしても飼えなくなったので引き取ってほしいという相談や糞尿の始末が悪いといったような相談になります。届けに関しましては飼い犬が逃げたというようなケースが多いんですけれども、先日もありましたがドーベルマンのような大型犬が逃げた場合にはこちらの身の危険もありますので、対応は慎重になります。

続きまして猫に関する苦情です。猫に関する苦情は犬とうって変わって、ほとんど全てが飼い主のいない猫、野良猫が原因となっております。糞尿を庭にする。野良猫にエサをやる人がいて猫が集まる。そして猫の収容依頼もほとんどが飼い主のいない猫になります。現在このような写真にある、これは実際にうちで収容した猫なんですけれども、子猫がたくさん生まれて親がどこかに行ってしまうと、放つといたら死んでしまうような猫を引き取るんですけれども、この所有者不明の引き取りの依頼はほとんどが子猫です。他の自治体でもそういう傾向にあります。

そして猫の苦情が多いんですけれども、根本的な原因としましては猫が多くて困ることなんです。猫が多くなる理由としまして、まずエサをやる人がいて、それにももちろん猫が集まってきます。猫が集まってくるとこのように、エサをたくさん置かれます。で、エサを置いてこのエサが入っていたトレイはそのままにされます。

そうするとエサは腐るし、エサにカラスは集まるし、猫は集まるしで、不衛生になってきます。で、エサを貰うと猫は栄養がたくさんになりますので、子猫もすくすく育ちます。そうすると猫が増えます。猫が増えると苦情が増えます、という悪循環が起きている状態です。

ではどうしたら良いのかという話になりますが、枚方市では保健所が始まる前から飼

い犬等不妊手術費補助金交付という制度がありまして、平成 27 年度は飼い犬と猫に対して、ご覧頂いている通り、飼い犬は 1 頭当たり 5,000 円、猫は 1 匹当たり 3,500 円の補助金を交付しました。不妊手術というのは赤ちゃんが生まれないようにする手術で、去勢手術や不妊手術のことを指します。で、今年度ですけれども、平成 28 年度はねこ不妊手術費補助金交付と改めさせていただきまして、まずほとんど野良犬がいないということで、飼い犬の補助金を廃止いたしました。その分 600 匹に猫の交付数を増やしました。さらに、地域猫というのに対して補助金を始めようということになっております。で、地域猫の方がやや高い額に設定させていただいてるんですけども、この地域猫というのが単純に手術をするだけではなくて、猫を管理し環境にもより効果があると考えられるので、少し高い額になっております。で、この地域猫についてご説明をさせていただきます。

地域猫活動とはどういうものかという、飼い主のいない猫の問題を地域の環境問題として捉え、地域住民と飼い主のいない猫との共生を持たせます。簡単に言うと地域の住民が野良猫の飼い主になるということで、地域みんなで野良猫を飼いましようというやり方です。どうやるのかと言いますと、まず中心になる方が必要なんですけども、その方がまず活動する地域の周辺住民に活動の周知をします。こういう活動をします、猫をみんなで管理しましようということで、もちろん自治会長さんなどにも話をしたり、地域全体で管理をしていく必要があります。

次にエサを決まった時間に決まった場所で与える。先ほど見ていただいたようにグチャグチャに与えるのではなくて、きちっと決まった時間にエサを与え、エサを食べ終わったら皿を片付ける。そういうことで衛生を保てますし、猫も決まった時間に決まった数だけやってくることが期待できる。さらにトイレを設置して、掃除をする。糞尿被害が問題になってきますけれども、猫トイレを設置することでそこでトイレをしてもらって、むやみやたらに他の所でトイレをするのを防ぐ。そして、不妊手術をする。もちろん手術をしなればどんどん増えてしまいますので、手術をすることで野良猫が増えるのを防ぐということです。手術をした際は、地域猫は外にいますので、耳に V 字カットを施して、このような形で耳を切ります。桜のような耳なので桜ネコという地域もあるんですけども、こうすれば万が一捕まえてしまっても手術をする前に、ああ手術しているんだなというのがわかるという一目瞭然な目印となっております。管理をしていくうちに人間に慣れてくれば飼い猫として飼ってもらうことも可能になります。

ということで、不妊手術をして子猫が生まれなくなれば猫の引き取り数が減ります。引取りのほとんどが子猫ですので。そして、糞尿の管理をすることで糞尿被害の苦情が減る。そして、もちろん猫は死にます。猫が死ねば猫はいなくなる。外で飼っている猫はやっぱり交通事故や感染症の危険にさらされておりますので、3年から4年の寿命だと言われているぐらい短いです。

で、その他の施策についてご説明いたします。犬猫の適正飼養につきましては、毎年行っています狂犬病予防注射、こちらは4月に小学校や公園を使わせて頂いて、いろんな地域で予防接種を行います。そして予防接種率の向上を図ります。また、動物愛護週間が9月にありますけれども、その時期にイベントをいたします。昨年度もしつけ教室を行って好評をいただきましたので、今年度もしつけ教室をやる予定にしております。こちらは去年の様子で、こちらは先生。まあ先生の言うことはよく聞くんですけど飼い主がやると上手いかないという感じで、楽しく和気藹々とさせていただきました。後は、適正飼養の啓発も引き続き行っていきます。苦情や相談があった場合に実際に現場に行くこともあるのですが、これは資料にはないんですけども、最近枚方市でも多頭飼育というのが問題になっておりまして、1人の飼い主さんが犬や猫を50匹とか60匹とか30匹とか飼っているような家がありまして、もうどうしようもないと。世話もできないし、においの被害が周りに来ているとか。そういうとこで、一見普通の家なんですけど、中に入るとまあ、色々ともうボロボロにされてますし糞尿もすごいですし、こうやって見ると1匹しかいないように見えるんですけど、探すんですけど、このたんすの後ろとかに5匹とか固まっていたりとか、押入れ開けたら6匹とかうわーっていたりとか飛び出してきたりとか、それはそれはすごい世界で、僕も行ったことあるんですけども、そういうころの指導や啓発も必要になってきます。

で、引き取り条件についてですけれども、譲渡もそうですが、飼えなくなったという飼い主様のご自分で探すということも必要ですので、その出会いの場を設けるという意味でホームページを整備しまして、譲渡募集掲示板というのを作ろうと考えております。誰か欲しい人募集という掲示板を使ってもらって、新しい飼い主さんと会ってもらおうというような形を考えています。後は、譲渡事業の周知です。これは幸いにしてうちから貰っていったネコちゃんがすごく可愛がられている写真なんですけども、こういった猫を増やすためにですね、こういう譲渡制度があるということがまだまだ知られていないと思うので、それも進めていこうと思います。最後に、こちらがですね、収容数と譲渡

数になります。この譲渡数は枚方市からの譲渡数になっております。すみません、この譲渡数 23 が、多分お手元の資料は 24 になっているんですけども、それは大阪府の譲渡数も足してしまっているんで、ここだけ 23 に訂正をお願い致します。27 年度のネコの譲渡数です。これが、23 が正解です。で、譲渡制度が平成 26 年の冬にできましたので、平成 26 年度はその分 3 頭ということになってはいますが、27 年度はなるべく殺処分を減らすために、乳飲み子等も保健所の方で育てて譲渡するよう目指して 23 頭までに増えましたので、それも引き続き続けていこうと思っております。

私の方からは以上になります。こちらも引き取ったワンちゃんネコちゃんなんですけれども、幸い新しい飼い主さんが見つかって、今すごく楽しく暮らしているという報告をいただいております。なるべく人間と動物が共生できるような枚方市にしてゆきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。ご清聴ありがとうございました。

藤本会長

はい、どうもありがとうございました。

あの、先ほどまとめてご質問を承りますということだったのですが、話題が 3 つともだいぶ違いますので、まず今の、動物管理の関係業務についてということでは何かご質問があればいかがでしょうか。

お願いします。

松本委員

すみません。犬猫の場合ですね、清潔な環境の中で飼われている場合はいいんですけども、そうでない場合は人への感染の元となったりする場合もあるわけですけども、そういった事例は。あるいは、あらかじめ犬の健康状態や猫の健康状態もチェックして対応しているのでしょうか。

まあ、あの猫だったら猫島とかいうのが宮城県にできて観光の名所になったりしてますよね。ウサギの島とか。枚方の犬猫は、先ほどおっしゃられていましたけど、何か売り物にする予定なんですか。人と犬猫の共生の問題とおっしゃられていたかと思いますが、そうだともうちょっと工夫がいる形になるでしょうし。いかがでございましょうか。

事務局

特に、島にしようというわけではないんですけども、どうしても好きな人と嫌いな人がいらっしやいますので、一番良いバランスで一緒に暮らしていけるというのが基本的にはそういうスタンスで行こうと思うんです。特に売りにしようということではないんですけども。

あと、健康状態は譲渡する動物のことですかね。

松本委員

ええ、そうですね。というのは、どこから来てるかにもよるんですけどね。犬の場合はほとんど飼われているという話で。例えば、元々北海道ですとキタキツネが、エキノコックスがあるわけですけども、それが普通の犬にも来ているというような話があったので、そういうところから移入してきた場合です。下手をするとそれを人にうつされる場合、治療法は今無いです。そういうことが起こるといけないので。あなたもしょっちゅう近寄っていたら、何か特殊なものになる可能性がありますから。まあそういうことも含めてです。だから犬の健康状態、猫の健康状態をこう、安易に集めて、生類哀れみみたいな感じな状態じゃないですか。今の状態ね。

事務局

ありがとうございました。猫とか犬に関しましてはズーノーシス（人獣共通感染症）ももちろんありますので、その辺りはうちでできる範囲で、糞便検査等を行います。犬と猫と人は種の壁がありますので、そう簡単に移るものはないんですけども。エキノコックスもそうですし狂犬病もそうですけれども。狂犬病はほとんどいないんですけども、その辺りは調べて、基本的に健康な子だけを譲渡しています。状態が悪い子やそういう問題がありそうなのはちょっと譲渡に向かないというのもありますし。取り扱いについても十分気をつけて、もちろん飼い犬飼い猫に関しましてもそういうことがあるので、そういう人獣共通感染症の啓発も一緒にしなければならぬと思います。予算の方も 1 回の手術費に比べたらまだちょっと、まだまだ額としては低いと言えば低いところではあるんです。1 回の手術が 1 万とか 2 万とかかかるうちの 3,500 円なので、あの、そのボランティアの方が個人でやってくださっている方もいるので、なるべくその負担を減らせたらしらというのはあるんです。もちろん人間の健康も第一ですので、その辺りも気をつけていこうと思います。

松本委員

特に高齢者が増えてきたり免疫不全の方がいらっしやるとですね、そういうものへの感染がやっぱり気になります。特に鳩なんかが集まっている所はクリプトコックスが感染することがあって、そっちの側から見ると結構大変なことが起こっちゃうので。まあ、

人畜共通の感染症も、特に北海道大学とかでもそうですが詳しく研究がされているんですけども、まあ、現実的に、危険な高齢者が増えるということです。それへの注意というのはやっぱり保健衛生上で考えていく必要があるんで、特に先程の結核の事もそうですけど、やっぱり高齢者への感染というのはありますんで、ぜひよろしくをお願いします。

藤本会長

ありがとうございます。今現在、狂犬病は日本ではないですよ。外国ではあるようですが。
他いかがですか。はいお願いします。

野原委員

ええと簡単に。
どれぐらい収容しているとどこに渡すとか、何かそういう形はあるのでしょうか。

事務局

収容の期間というところですか、どこに渡すかというところですか。

野原委員

最後は殺処分とか。

事務局

そうです。収容したら普通は処分ができるんですけど、その処分というのが殺処分と譲渡を指すんですけども。まあなるべく譲渡を目指すんですけど。

野原委員

それはわかります。2年も3年も経っている子はいないのですか。

事務局

幸いそういう子はいないですけども、まあちょっと適さない子は殺処分で、それは大阪府に委託しておりますので大阪府の方へ送致をしての殺処分か譲渡か判断してもらおう。

野原委員

今のところ市では、溢れてどうにもならんとかいうことは無いわけですか。

事務局

今のところは幸いななんとか押さえられているというところですよ。

野原委員

ありがとうございます。

藤本会長

中核市になって、又はその、枚方でなんとかせいと言う話にはならんのですか。大丈夫ですか。

事務局

ええと、市民の方からいろいろ要望は頂いて。

藤本会長

譲渡をどんどん進めておらなあかんのですね。

事務局

そうですね。できる限り、枚方市からも譲渡し、大阪府さんからも譲渡してもらえれば二重でいけると思っているので、がんばりたいと思います。

藤本会長

よろしくをお願いします。
他いかがでしょう。はい、お願いします。ちょっと待ってください、マイクがいきますので。

寺西委員

地域猫活動の説明を初めて聞かせていただいたんですけど、これ実際その、実績というかね、されているのはどれくらいあるのですか。

事務局

実はこれは今年度始まったんですけどまだ申請はなくてですね。ご相談は何件かいただいていて、そろそろ始められそうだという話が、何個かというところでまだ始まっていないんです。似たような活動を既にされているところもございまして。ちょっと地域猫というか、団地猫というかそういう形でされているところもあります。

寺西委員

結局複数、その1匹とかではなくて多分もう少し、猫の数が増えてきたら、元々その猫の事で苦情が出ている部分では全然解消しないと思ってしまいますけれど。

事務局

地域猫の問題点はすぐには解決しないというところがあります。ただ、地域猫っていうのは猫の嫌いな人にとって、どっちかって言うと猫嫌いな人のための活動だと僕らは思っているんですけども。嫌いな人と好きな人、どちらも猫は減らしたいと思っているんですね。不幸な猫を減らしたいのは猫好きな人、猫自体を減らしたいというのが猫嫌

いな人っていうことで。世話をしながら、且つ段々減っていくというところで落とし所を見つけて、徐々に減らしていくということで、猫嫌いな人も、しばらく我慢すれば減っていくんだと思っていただいて、ちょっと長い目で見てもらうというようなところで。猫は動物愛護法の愛護動物なのでどうしても、すぐ捕まえて殺すという事が今できません。なので、住民みんな1つの問題としてやっていくという方向なので。

あの、他自治体でも同様のことをやられてるところ多いですけども、減っていくのだからと考えることにより苦情は実際減っているということで、それができればなと思っております。

藤本会長

よろしいですか。どうもありがとうございました。

ちょっと時間が押していますので、次に移りたいと思います。続きまして保健予防課より、感染症に関する啓発の取り組みについてご説明をお願い致します。

はい、お願いします。

(事務局)
保健予防課

保健予防課の中嶋と申します。続きまして保健予防課から「結核・性感染症の現状と対策～感染症の正しい知識の普及を目指して～」というテーマでお話させていただきます。座らせていただきます。

一部、配布資料に載せていないものもありますので、スライドも合わせてご覧いただくとありがたいです。

近年、MERS（中東呼吸器症候群）やエボラ出血熱など、国際的に公衆衛生上問題となる、新興感染症が注目されています。

また、今年、ブラジルでオリンピックが開催されることもあり、日本においても妊婦が感染すると胎児に小頭症等の先天性障害をきたす、ジカウイルス感染症が話題となっております。

本日は、こういった新しく注目されている感染症ではなく、過去の病気と思われがちな結核や、若年者の感染増加が問題となっている性感染症について、枚方市の現状を踏まえ、保健所における取り組みをご紹介します。

まずは結核です。約50年前まで、結核は国民病と言われ、死亡原因の第1位になっていました。その後、生活水準や医療の進歩などにより患者数は減少し、現在は薬で完治が可能な時代となっています。しかし、現在でも毎年約2万人が新たに患者として登録されており、欧米諸国と比べると罹患率は高く、中蔓延国の状態が続いています。また、新たに、耐性菌による結核も課題になっており、昔の古い病気ではなく、新しい側面を持ち合わせた疾患と言えます。特に、大阪は結核罹患率が人口10万人対24.5と全国1位となっています。

枚方市は全国や大阪府と比べて、新登録患者の罹患率、排菌している患者の割合を示した喀痰塗抹陽性者の罹患率ともに低い結果となっています。しかし、80歳以上の患者の割合が高く、高齢者の結核が目立っていると言えます。

枚方市における新登録患者数の推移を示しています。全国の傾向と同様に、新登録患者数が減少していますが、80歳以上の患者が占める割合が増加しています。

平成27年における新登録患者を年齢別グラフにしています。グラフを見ていただくとわかりますように、約4割が80歳以上の高齢者となっています。高齢者の結核が多い理由としては、若い世代と比べて免疫機能が低下しているために、昔に結核に感染した方が高齢になって発病する場合や、結核が新たに感染して発病する場合が考えられます。結核の症状といえば、長引く咳をイメージする方が多いと思いますが、高齢者は咳などの呼吸症状が乏しく、発熱、やせ、食欲不振、元気がないなどの症状しか現れないこともあります。そのため、本人だけではなく、家族や施設職員など周囲の人々も症状に気づきにくく、受診が遅れることも少なくありません。また、重症化してからの受診となり、診断後、まもなく死亡する事例もあります。さらには、サービス付き高齢者住宅などの普及により、施設に入所していても必ずしも施設職員が健康状態を細かく把握できる体制になっていないこともあり、このような社会背景も受診が遅くなることに影響していると考えられます。以上の状況から、高齢者や高齢者を取り巻く人々への結核に関する知識の普及啓発が求められています。

また、高齢者の結核患者が目立つ一方で、若い世代の結核患者がいないわけではありません。特に、医療従事者や福祉施設の職員は高齢者と接する機会が多く、結核患者と接する機会が多いことから、結核発症のリスクが高いと言えます。そのため、高齢者と高齢者を取り巻く人々への結核対策と合わせて、医療従事者の結核対策について取り上げたいと思います。

こちらの表は2014年における、医療従事者の新登録結核患者数です。看護師、医師だけではなく、理学療法士や放射線技師など、その他の医療従事者も含め、年間600名程

度が結核を発症しています。枚方市においても、今年度、歯科医師や看護師など医療従事者が結核を発症した事例があり、その中には長期に定期健診を実施していない事例もありました。

医療従事者が結核を発症すると、感染拡大した場合の社会的影響が大きく、場合によっては新聞やインターネット等による報道に結びつきます。近年において、医療従事者が結核を発症した事例を抜粋していますので、スライドをご覧ください。大阪府内では、高槻病院、りんくう医療センター、市立ひらかた病院の事例があります。また、直近では、渋谷署の結核集団感染や滋賀県立成人病センターの事例があります。ご覧いただいておりますように、毎年のように医療機関従事者で絶えず結核の発症が続いていることがわかります。このような状況から、結核の早期発見のために、医療従事者の定期健康診断の実施、および保健所への報告の徹底について働きかけが必要と考えます。

定期健康診断についてですが、各医療機関、学校、事業者等は、年1回の健診実施と報告が感染症法において義務付けされています。スライドで感染症法を一部抜粋したものを掲載していますので、ご参照ください。

枚方市保健所では、感染症法に基づき、医療機関、学校、施設に定期健康診断実施報告書の提出を依頼しています。こちらは、枚方市における平成27年度の定期健康診断実施報告書の提出状況を示しています。機関別に見ると、特に診療所と歯科診療所の提出率が低いことがわかります。平成27年度は、医療機関に報告書提出に関する通知を行い、平成28年度当初にも再度提出について勧奨しましたが、提出率の上昇に結びついていない現状です。ファックス等で通知をしていますが、通知による勧奨以外の対策が必要と考えます。

このような状況から、結核に関する今年度の取り組みを次のようにまとめました。一つ目は市民への啓発です。昨年度、高齢者施設を対象にした結核に関するアンケートを実施しました。その結果を分析し、啓発のための効果的な働きかけを検討し、実施したいと思っております。

次に、高齢者層、高齢者と関わる方々に対して、結核への正しい知識や、どのような時に受診すべきかなど、情報提供を行う等、啓発について検討します。高齢者に対しては、かかりつけ医を受診する機会などで年に1回は胸部レントゲン検査を受けていただくように、また受診する機会がない方には、市の肺がん検診は65歳以上に結核検診を兼ねていますので、肺がん検診を活用していただくように啓発が必要と考えています。

また、9月24日～30日は結核予防週間となっているため、広く市民への啓発を行いたいと思っております。

二つ目は、医療機関に対して、定期健康診断実施報告書の提出率アップに取り組みます。具体的には、医師会や歯科医師会と協力し、健康診断の実施と報告書の提出を促します。また、病院や診療所の立入検査の際、および各種届出で保健所に来所された際に、報告書の提出を呼びかけます。さらには、年度末にかけてファックス、電話などにより未提出の機関に直接働きかけたいと思っています。

続いて、性感染症についてお伝えしたいと思います。枚方市保健所では、毎週火曜日に性感染症検査をしています。予約不要、匿名検査となっており、費用は無料です。H I V検査だけでなく、梅毒やクラミジアについても希望に応じて実施しています。氏名、住所等の個人情報には聞きませんので、結果は郵送や電話ではなく、本人に保健所まで結果を取りに来て頂いています。

実際の検査風景です。予約不要ですので、来所された方から順番に検査を行います。検査前には、保健師による検査の説明を行い、同時に検査を受検する動機を聞き取っています。その後、採血、クラミジア検査希望の場合は尿検査を行い、結果は1週間後に判明します。結果説明の際にも、保健師が対応し、結果が陽性であった場合は医療機関の紹介を行い、陰性の場合であっても今後の感染予防のポイントなどを説明しています。

こちらは保健所内の掲示の様子です。毎年、6月1日～7日はH I V検査普及週間であり、12月1日は世界エイズデーです。その時期に合わせて、保健所をはじめ、各関係機関、市内大学等にポスターなど掲示を依頼し、市民への啓発を図っています。

性感染症の最近のトピックスとしては、昨年より、20代30代など若い世代の女性の梅毒が増加しています。枚方市保健所での検査においても、毎年数名の梅毒陽性者が出ています。

次に、枚方市保健所における、性感染症検査の年齢別来所者数です。クラミジアは、H I V、梅毒と比べて陽性者の割合が多いことが特徴です。特に、20代は受検者数が多いこともあり、陽性者が他の世代に比べて多くなっています。クラミジアは感染しても、無症状のことが多く、検査で初めて感染を知ることもあります。また、クラミジアなどの性感染症に罹ると、H I V感染のリスクが高まるため、早期発見、早期治療が重要となってきます。

性感染症の中で、特に陽性者が多いクラミジアについて年齢別の円グラフを表示しています。クラミジア受検者数は10代、20代が半数を占めており、陽性者の7割以上が10代、20代となっています。クラミジア陽性者の中には高校生の事例もあり、保護者に知られたくないため、保険証を使わず、バイト代で自費で医療機関を受診すると話していた事例もありました。

性感染症についての現状と課題をまとめています。若年層は性行動の活発な世代であるため、性感染症予防の適切な知識がないことで感染者が増加しやすい状況にあります。そのような若年者層が情報を得るのは、市ホームページ等のインターネットです。

性感染症に関する今年度の取り組みを次のようにまとめています。

一つ目は、インターネットを活用した性感染症検査の情報発信です。市ホームページに性感染症検査に関する情報を掲載していますが、検査場面の写真を掲載するなど、保健所の様子がわかりやすく、検査に来所しやすいようなものに変更させていただきました。さらに、若年者が利用しているツイッターやフェイスブックを活用することで、検査の普及に取り組みます。

二つ目は若年者層への直接的な啓発の取り組みです。枚方市には市内に大学が複数あるため、6月の検査普及週間や世界エイズデーに合わせてHIVなど性感染症のポスターやリーフレットの配布を行い、大学内での掲示を依頼します。また、学祭などのイベントなどでリーフレットを渡す等の啓発を検討します。枚方市保健所には、看護学生や医学生などが実習に来られますので、その機会を通じて、学生への直接の働きかけを検討していきたいと思っています。

結核、性感染症については、普段から常に注目されている感染症ではありませんが、広く市民に啓発することが重要な感染症です。枚方市保健所では、結核に関しては高齢者、性感染症については若年者という個別への対策と合わせて、医療機関とも連携した組織的な取り組みを行っていきたくと考えています。今後ともご協力よろしくお願い致します。

ご清聴ありがとうございました。

藤本会長

はい、どうもありがとうございました。

医師会・歯科医師会としては、結核の受診率が低い、報告も少ない、健康診断も少ないということですので、耳の痛い思いをしましたが。

何かご質問ありませんでしょうか。

大阪は結核が多いということはよく知られていますし、枚方はそれほど多くないけれど、結核に関しては高齢者が割合多いということのようです。よく言われていることですが、性感染症はこの若い世代でとりあえず遅れているということに注意が必要かなと思います。

永井所長も結核専門ですので。何とか皆さんご協力お願いしたいと思っています。

どうですか。何なりとご質問ありましたら。

1つすみません。あの、これにこだわって悪いですけど、結核の医療機関、我々診療所・歯科医院に、報告が少ないということですけども、これは何回か周知徹底してもらってるということでもいいんですか、年間で。例えば何月まで区切って出たませんよというような話になるんですかね。

事務局

年度中に出してくださいという形で去年度は夏頃に啓発をして、提出率が少なかったもので、今年度ちょっと28年度の4月になって以降でもう一回出していないところお願いしますとさせていただいたんですけど。26年度27年度はこちらも手が回っていないような状況もありまして、こちらも逐一通知をさせていただいたりですとか、電話連絡をさせていただいたりということもできてなかったの。今年度はそれも踏まえて、一定の期間を区切ったりですとか、通知の方法を考えていきたいと思っています。

藤本会長

あとよろしくをお願いします。自分のところで胸部写真が取れる施設はまずまず撮っとくのかなと思うんですけど、例えば眼科さんとか耳鼻科さんとかそういう胸部写真を取れない施設があるとやはり低くなるのかなと思います。

それからもう1つはあの、健康診断はみんな受けているケースが多いので、書類としてこう出すのを出してないというケースが多いのかなという気がしますので、またちょっとしつこくよろしくをお願いします。

いかがですか、お願いします。

松本委員

私たちの施設の方はですね、もちろんレセとか入院されてる方の情報があつてということではあるんですが、3連続の喀痰検査、三連痰という形でやると結構な率で見つか

ってきてます。あるいは PCR でチェックしたらということで見つかるのがあるわけですよ。そういうのはやっぱり医療従事者にとってリスクが上がるんでそこは相当注意しているんですけど。同時に発症した場合、排菌のある方、疑いのある方です、その結核の、というところで入院させていただこうと。これが意外となかなか入れない。これいかがですか、どうなっていますでしょうか。流れです。患者さんの。今例えば医療従事者のことについても申しましたが、診療所の先生でありますとかがなったときにスムーズにこう治療をいけるんでしょうか。これ非常にまたちょっと最近遅いように伺ってはおりますけれども、その流れが。

事務局

疑いの時点でということか、それとももう PCR で出てますよってなっても、そこから。

松本委員

出てるのがあっても、それから以降がなかなか進まない。

事務局

そうなんです、ちょっとその当たりの状況はきちんと把握してなかったのですけれども。

松本委員

今後高齢者が増えてくる中で、そういうことが出た場合に大丈夫かなとちょっと危惧しているのですけれども。

事務局

まず疑いの時点で結核専門病院は基本的にいわゆるその隔離といいますか、分離した病棟に入れません。逆感染の場合があるので。ですので、必ず PCR なりランプなりの確定診断後しか基本は取らないというのがまず1点ですね。それで PCR なり何なりが出て確定している場合にすぐ取ってこれないっていいものは、例えば認知症が少しあったりとか、結核病院で診れない疾患があったときに難しいという判断がされるときがあります。

と言いますのが、結核病院が、なかなか総合病院が中に無くて、結核ですとか呼吸器の感染症を専門とした病院が圧倒的に多いですので、そういう合併症があったときに受け入れがたいという事があります。

たとえば夕方検査で出ましたとか、週末にかけて出ましたといったときに、その入院体制を月曜日には取るから、土日は何とかそちらの病院で、個室管理で診ておいていただけないかということも病院側がいう可能性もあります。

その場合は、排菌している患者を普通の病院に一日も取り置いてはいけないと間違っただけで誤解されている場合があるのですけれども決してそうではなくて、保健所に一報入れていただきますと排菌患者も臨時的に結核病床とみなして収容していただくことができます。

松本委員

ありがとうございます。そういうお話を伺って非常にわかりやすいし、場合によっては出前講座じゃないですけど、いくつかの病院とか地域でお話いただくと非常にありがたいというのがひとつ。

それから、高齢者が多い時代になってまいりますと、お話ありましたように認知症とかあるいは癌その他病をもって且つ結核をとということが十分あると思うんですけど、そういうものへの対応策はどうなっているのか。大阪府ではかつて羽曳野病院のようところがあつたと思うんですけど、枚方市として何かこう施策というのはあるんでしょうか。

事務局

ありがとうございます。全国的にその合併症の結核患者、しかも排菌している患者さんの収容というのが本当に問題になっています。

例えば透析をしながら排菌もしている患者さんの行き場が無いとか。過去には本当に、よその県まで大阪府から行っていったような状況がありましたので、そういう透析に関しては府立呼吸器・アレルギー医療センターが引き取れる状況になっております。

それと、今日籠本院長がお越しですけれども、精神疾患が非常にまあそちらの状態もアクティブだと、だけれども排菌しているといった場合には府を通しまして、府立病院機構の中でということになりますので、精神医療センターの精神科病床の中の陰圧個室を用意したんです。そちらで精神の疾患を見ていただきながら連携して呼吸器・アレルギー医療センターのドクターが、結核には一緒に共観できるという形を取って、実際籠本院長の病院の方で何件かこれまでもそういう府立の病院同士で連携をして引き受けていただいたケースもありますので。あのそういうオール大阪として医療対策を組んでいるつもりです。

松本委員	<p>そういう情報もできたらやっぱりもうちょっとこう、イラストでも入っているようなわかりやすい形であるですね、説明したり、行ってもらうのも薦めやすいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
事務局 (永井所長)	<p>ぜひそういう機会をまた考えたいと思います。</p>
野原委員	<p>うちは昔結核病院であったこともありまして、松本先生のご心配されるほどですね、うちは非常にスムーズに、市は対応していただいていると思います、非常にありがたいと。京大病院におりましたときも、癌だったらもう取らないとかですね、もう結核研究所的な類でね、もう結核は、結核者はそういう酷い時代もあったんですが、今は非常に良くやってくれていると、非常にあの賞賛しております。</p> <p>うちは急性期病院という非常にこの急性期の救急が多いんですけども、やはり心不全・腎不全・認知症たくさんの呼吸器不全まであって、それを何とかしたいという時はやっぱり部屋をちゃんとしましてですね、しっかり落ち着いたときに吸い出すと。これに私は感謝しております</p>
藤本会長	<p>我々診療所で、患者さんに結核の疑いがあれば結核病院にお願いし、向こうの外来に行って入院するケース、外来で診るケースとか考えていただくケースが多いです。他いかがですか。お願いします。</p>
田中委員	<p>大阪歯科大学の田中でございます。</p> <p>先ほどご報告いただいた性感染症に関してポスターとかりーフレットをお作りになっているということですが、大学の方で掲示とか配布いたしますので、送りつけていただけますか。もし数が足りないようでしたらまた追加ということもしますので、とりあえず一定数を送りつけていただくと、掲示とか配るということはできますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>また12月のエイズデーの時には、全国的に多分いろいろキャンペーンをされると思うんですけど、ポスターもいろいろとありますので、またご協力をお願いさせていただくと思います。よろしくお願いします。</p>
藤本会長	<p>どうもありがとうございます、よろしくお願いします。早速送っていただいたらいいんじゃないですか。</p> <p>ちょっと時間の都合がありますので、次に行きたいと思います。続きましては保健センターから、発達障害児の早期発見、早期支援体制についてご説明いただきたいと思いますが、いけますか。よろしくお願いします。</p>
(事務局) 保健センター	<p>枚方市保健所 保健センターの中村と申します。本日は「発達障害児の早期発見と早期支援の充実を目指して」というテーマでお話をさせていただきます。それでは着席させていただきます。失礼します。</p> <p>前半は、発達障害とはどのような特性を持ち合わせている子ども達なのか、そして保健センターでは、幼児期早期からどのような支援をしているのか、また支援を行う中で、保護者は子育てでどういったつまづきや育てづらさを感じているのか、といった内容を中心にお話をさせていただきます。</p> <p>後半は、支援が必要な親子と最初に出会うことが多い「乳幼児健診」の充実と今後の課題についてお話をさせていただきます。</p> <p>次のページに行きます。まず最初に、発達障害について簡単にご説明をさせていただきます。</p> <p>発達障害とは、生まれつき脳内の神経ネットワークがうまく働かなかったり、活性の仕方に違いがあるため、多くの定型発達と呼ばれる人達とは、情報処理の仕方が異なっていると言われております。そのため、イメージの持ち方や記憶の仕方などが違い、3歳など比較的低年齢までに、その特徴は表れてくると言われています。</p> <p>しかし、脳の一部分に働きにくい場所があったとしても、乳幼児期は神経ネットワークが構築される発達過程にありますので、一つ一つ丁寧に教えていけば、苦手な部分を補うネットワークが活性化し、出来ることは増えていくと言われております。</p> <p>発達障害の子どもに見られる主な特性として、6つ説明させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人と上手に付き合えない、コミュニケーションが苦手であること ②想像力の乏しさや、興味・関心の偏り・こだわりがあること ③じっと出来ない、集中できない、といった「多動・落ち着きのなさ」があること

④記憶力については、目で見たものを、写真のように鮮明に覚えることが得意であること

⑤感覚の過敏さや鈍感さがあること

⑥動きのぎこちなさがあること など が挙げられます。

また、発達障害は、外見上わかりにくいだけに、苦手なことばかりが目立ちがちで、理解や対応を誤ると、どうしてみんなと同じようにできないのとか小さい頃から叱られることが多く、劣等感を抱きやすく、自己肯定感を育むことが難しいと言われていています。みんなと同じように出来ないことで長年苦しみ、小学校高学年、あるいは思春期・成人期になって、不登校やいじめ、うつ病、引きこもりといった二次的な症状として現れてくることもあります。

次のスライドに行きます。発達障害は、平成 17 年度に「発達障害者支援法」が施行され、その定義が明記されています。

広汎性発達障害は、言葉の発達の遅れや知的な遅れを伴うことがある自閉症と、基本的には言葉の発達の遅れはないものの、発達の偏りが見られるアスペルガー症候群に分けられます。また、注意集中を維持することが苦手な衝動性が高い注意欠陥多動性障害、知的能力に問題はないものの、読み書きや計算などの学習につまずきがある学習障害が、発達障害の定義に当てはまります。

しかし、定型発達と発達障害の境界線は曖昧で、定型発達と呼ばれる人でも得意・不得意なことはあり、どこからどこまでが障害と呼べる明確な基準はありません。

次のスライドに行きます。発達障害者支援法によって、発達障害に対する考え方が大きく変化し、診断がついている・ついていないに関わらず、生きづらさや他者とのトラブルに発展しやすい問題を抱えている場合、早い段階で、保護者をはじめとする周囲の大人が子どもの特性に合った関わり方を工夫することが重要であると言われていています。そのような関わりこそ、保護者や周囲の人との関係を良好にし、子ども自身の自己肯定感を育んでいくことにつながります。

それでは、保健センターが行っている支援について、ご報告をさせていただきます。こちらは平成 27 年度の乳幼児健診の結果です。4 か月、1 歳半、2 歳半、3 歳半健診の受診者数および受診率を記載しています。

要経過観察と書かれた部分をご覧ください。要経過観察とは、早急に医療機関を受診する必要はないが、継続支援が必要と判断した場合を指します。

次のスライドに行きます。要経過観察を、さらに身体面・精神面・その他に分類した表です。精神面と書いてある部分をご覧ください。

精神面とは、健診を行う中で、言葉の遅れや発達の偏り、動きの多さなどが見られ、継続支援が必要と判断した場合を指します。各健診、受診者数のうち、精神面で要経過観察となった子どもの数の割合は、1 歳半健診は 27.0%、2 歳半健診は 19.6%、3 歳半健診は 13.9%となります。

発達途上にある子どもさんであるため、経過観察をする中で、成長が見られ、気にならなくなる場合もありますが、中には発達障害が疑われる場合や、育てづらさがあるために保護者との関係がこじれており、早期に適切な支援を開始していくことが必要な場合があります。

次のスライドに行きます。健診では、年齢相応に知的な発達の伸びがあるか、そして、子どもの行動特徴や発達の偏りなどの問題はないかなど、日頃の様子を保護者から丁寧に聞き取りをしています。その中で、必要と判断した場合、心理相談員による個別相談を案内しています。個別相談では、発達検査や聞き取りを通して子どもさんの問題を客観的に捉え、関わり方の工夫や育児の見通しを保護者に伝えていきます。また、継続支援が必要と判断した子どもさんについては、その後も半年に 1 回経過観察をしています。

健診当日に個別相談に案内をしている子どもさんは、1 歳半健診は、約 3 割、2 歳半健診・3 歳半健診は、1～2 割の間となっています。

相談につながらず、と書かれた部分をご覧ください。相談につながらずとは、健診当日に個別相談を案内しても、保護者にとっては、様子を見たい、必要に感じない等の理由から、個別相談の利用に至らなかったということです。注目すべき点は、全体で言えば約 1 割程度の人数ですが、個別相談を案内した人の約半数が、相談にはつながらなかったという点です。保護者にとって、個別相談の利用は抵抗がある場合が多いというのも現状です。

相談につながらなかった人は、健診から約半年後、地区担当保健師が電話で様子を確認し、対応方法を説明したり、必要時個別相談への来所を促すなどの対応をしています。

次のスライドに移ります。個別相談には、①健診当日に実施をするもの、②午前・午後とそれぞれ 1 時間の枠を確保して予約制で実施をするもの、③二次健診や障害児対象の療育相談という事業に合わせて実施されているものがあります。健診をきっかけに継続支援につながることが多く、年間 2,626 件の相談に対応しております。

次のスライドです。こちらの上のグラフは個別相談の利用件数の推移です。平成 26 年から平成 27 年は若干減少しましたが、年々増加傾向にあります。下のグラフは予約制個別相談の学年別利用延べ人数です。1～3歳の未就園児が多いですが、4・5歳児でも、幼稚園等の集団生活のなかで問題が明らかになって相談につながったり、就学を目の前にして、焦りから相談に来られることもあります。

次のスライドです。次に健診事後指導事業である、親子教室についてご説明させていただきます。親子教室とは、健診後のフォローの一環として実施している教室です。発達面での経過観察が必要、かつ、保育所や幼稚園に所属していない、1歳半から4歳頃までのお子さんが対象で、保育士を中心に遊びを通した具体的な指導と育児の支援を行っています。平成 27 年度は合計 246 名のお子さんが通室されました。

親子教室のグループ編成です。週に 1 回の通室となります。1年間継続するグループと半年で区切るグループがあり、年齢と子どもの発達状況に合わせたグループ編成で、保育を実施しています。

次のスライドです。親子教室の保育内容です。設定遊びの前後でおやつを設定していますが、おやつを設定することで、食事の問題や活動の切り替えの問題などが出てきますので、具体的な方法を保育士と一緒に考える機会となります。後半は保護者のミーティングの時間を設け連絡事項を伝えたり、保護者同士の情報交換の場を設けています。

次のスライドに行きます。次に、親子教室における親支援の取り組みをご紹介します。親子教室へ参加する保護者は、子どもへの対応が難しいため、育児書を読んだり周りの人に相談しても解決できずに悩んでいたり、対応に時間がかかるため、家事が進まなかったり、自分の時間が持てないために、育児負担感が大きくなります。また、周りに理解されず、地域で孤立してしまうこともあります。これらのことが重なると、子どもに手を上げてしまったり、叱ってばかりで親子関係がこじれている場合があります。このような方を支えるため、親子教室ではさまざまな取り組みを実施しています。

次のスライドです。一つ目は、子どもへの具体的ななかかわり方を学ぶための支援です。子どもさんの中には、行動が激しかったりトラブルを引き起こしやすくて、公園や地域の集まりの場では浮いてしまう子もいますが、親子教室には保育士がおり安全なスペースで遊びを実施しているので、そのようなお子さんでも安心して通える場となっています。個人懇談では、担当の保育士が、子どもの発達をどう捉えれば良いのか、近所や親戚にどう説明すれば良いのか、親子教室退室後の集団選びはどうすれば良いのかなど、保護者の気持ちの揺れに寄り添いながら、きめ細かな支援を行っています。また、心理相談員や保健師による生活リズムや発達に関する学習会を設け、わが子への理解が深められるよう支援をしています。さらに、児童発達支援センターすぎの木園の見学機会を設け、より専門的な保育を知る機会を提供しています。

次のスライドです。次に、仲間づくりのための支援です。親子教室では、保育士対保護者の関係だけではなく、保護者同士の交流も大切にしています。親子教室で出来たコミュニティは、卒業後、保護者にとって大切な支えとなります。そのような関係が築けるよう、グループでの懇談や交流会などを設けています。また、お母さんを支える家族の支援ということで、「お父さんと遊ぼう」という、お父さんの参加を促す機会も設けています。お父さんにはこのイベントだけでなく、個別相談や個人懇談にも参加するよう働きかけ、お母さんと共に子どもの問題に向き合い、お母さんを支える存在となってもらえるよう支援をしています。

次のスライドです。その後進路が決まったら、教室卒業後、次の集団でスムーズに適応できるよう引継ぎを行っています。この表は、進路別の引継ぎの件数です。親子教室の職員が、保護者の同意を得て、保育園・幼稚園等に訪問や電話などで保育場面での様子を伝えています。先ほどもありましたが、進路として、こちら赤いところで囲われた、私立幼稚園は最多の進路先になります。引継ぎのルートがないため連携できない園もありますが、最近では保護者を通して連携できる園が増えてきています。

次に、経過観察健診についてご報告をさせていただきます。保健センターでは、健診 B という経過観察健診を実施しています。対象は、発達障害の診断がついている、または疑いのあるお子さんとなっています。医療機関へ受診するのは抵抗があるが、不安もあるので専門医のアドバイスを受けてみたいという方や、子どものことをどのように捉えたら良いのかアドバイスを受けたらいいという方が対象となっています。医師は、中宮にある大阪府立精神医療センター等から来ていただいています。受診されるお子さんは、集団に在籍されている子どもさんがほとんどで、4・5歳児の来所が多くなっています。健診後に保護者の同意のもと園へ連絡し保育へのアドバイスをさせていただくこともあります。

次のスライドに行きます。平成 27 年度は医療機関宛に保健センターから 137 件紹介状を発行しました。そのうち、60 件が大阪府立精神医療センターへの受診につながって

ます。棒グラフをご覧ください。横軸は、保健センターが医療機関宛てに紹介状を発行した時の子どもの年齢を書かせていただいています。縦軸は人数で、平成20年度と平成27年度の比較になります。平成20年度は、4歳後半にピークがあり、平成27年度は、3歳前半にピークがあり、保護者が受診を考える時期は、年々低年齢化している傾向にあります。就学前に受診につながるケースも増加傾向にあります。

以上のように、保健センターでは発達障害児の早期発見・早期支援に努めてまいりましたが、支援につながらないケースは少なくなく、今後も早期支援につながるような取り組みが必要です。そこで、平成28年度の取り組みと、今後の方向性についてご説明を致します。

平成28年度の取り組み、および今後の方向性として、5つ挙げさせていただいています。Ⅰ.大阪府が作成した「発達障害の早期発見のための問診項目手引書」に基づき、1歳半・2歳半・3歳半健診の問診票を改訂しました。今後は、保護者の気づきや支援にどれくらい生かされているか、評価・検証していく予定です。

問診票の改訂については、次のスライドをご覧ください。問診票の改訂ポイントについてご説明をさせていただきます。

大阪府が作成した「発達障害の早期発見のための問診項目手引書」は、①社会性、②コミュニケーション、③想像力、④こだわり、⑤感覚、⑥行動 の6項目から構成されており、発達障害を示唆する内容の聞き取りが増えました。

1歳半・2歳半・3歳半健診、それぞれ従来から聞き取りをしてきた項目と、大阪府が作成した項目を合わせて、精神発達に関する項目だけで15項目聞き取りを行っています。日常生活の中で現れやすい行動を尋ねることで、保護者が子どもの発達特徴に気づき、早期支援につながることを期待しています。では、前のスライドに戻らせていただきます。Ⅱ番の方をご説明させていただきます。問診票の改訂に合わせて、平成28年4月から1歳半・2歳半・3歳半健診のスクリーニング基準、およびフォロー対象の見直しを図りました。今後は、変更前後でのフォロー率の変化や、フォロー方法の妥当性を検証していく予定です。

Ⅲ.1歳半健診を受診した子どもさんを、2歳半・3歳半健診まで追跡し、健診のフォロー体制の分析と見直しを図っていく方向です。検証結果は、平成30年5月以降になる予定であり、結果は関係機関にフィードバックし、現状の共有化と連携体制の強化を図っていきます。

最後のスライドをご説明させていただきます。Ⅳ.平成28年4月から、早期に相談・支援につなげられるよう、個別相談の案内方法を見直しました。健診等で継続支援が必要となった場合、従来は地区担当保健師が電話をして様子を聞き取り、個別相談の案内や地域の遊び場の紹介などを行っていました。しかし、電話はつながらないことが多いため、郵送で個別相談の案内やアンケートを送り、確実にアプローチできる方法に見直しました。また、個別相談の予約枠も利用者数が増えているため、平成28年4月より拡充しました。今後も、個別相談の来所者数等、現状分析を行い、相談体制の充実を図っていきます。

Ⅴ.健診内容の充実および支援体制の強化を図るため、健診に従事する保健師への研修を企画し、人材育成を図っていきます。乳幼児健診に従事する職員は、子どもの発達の評価や保護者への説明など、正しい知識とコミュニケーション力が必要とされます。研修やマニュアルの充実を図り、職員の人材育成に努めます。

保健センターでの乳幼児期の支援は、幼稚園などの集団生活が始まる前の段階から始まるため、最初に保護者の気づきや理解を促す、入り口の相談機関です。今後も、できるだけ早期に支援が展開できる体制を整えていくと共に、関係機関との連携がより一層重要であると考えています。

幼児期早期に開始をした支援が、幼稚園・小学校・中学校と、所属機関が変わっても、「切れ目のない支援」が行われるよう、枚方市全体の支援の充実に向けて、「入り口の機関」としての役割を果たし、保護者の理解を得ながら、次の相談機関あるいは所属機関に確実にバトンを引き継いでいくことが重要であると考えております。

以上、ご静聴ありがとうございました。

藤本会長

はい、どうもありがとうございました。

発達障害児の早期発見・早期支援体制についてということでしたけれども、何かご質問ありませんでしょうか。ご意見ありましたらお願いします。

はい、お願いします。

籠元委員

発達障害に関しては今、世間で言われていますけど、あんまりご存じない方もあるので、経過を説明したいんですけど。発達障害者支援法が平成17年にできたんですけど、その前から色々、業界では話題になってまして。大阪府も、それを所管する所はどこやねんという、そんなレベルの時代が各都道府県自治体ありました。

そこから大阪府、とにかく体制を全庁的に、要するに医療と保健・福祉全部、もちろん教育関係もそうですが、全部集めた発達障害支援体制検討の場を大阪府の中で設けて強力に推し進めるという体制を作っていたらいい、それで各市町村でもそういう健診を含めて、あとここでありました親子教室などいろいろ切れ目の無い支援というのをやっていくという体制を徐々に徐々に作って来ていただいて、本当この10年ぐらいで、もうすごく良い体制ができあがっていると思います。で、先程、うちの医者がここへ来て診察するというのがありますけど、僕がここ中宮へ来たのが平成14年ですけど、その当時は、診断をつける医者がないということで、うちの病院が児童思春期の頃に、初診その、診断をつけるための待ち人数が1,000人とか1,200人とかいって、1年待たなあかんとか2年待たなあかんとかいう状態でした。今はそれぞれ地域で色々見ていただくのができて、それから、療育という親子教室みたいなのももちろん病院でしかできないとわんさか来てはって、本当にどうするんやという話になっていたのが、これだけ市町村で積極的な取り組みをされている。特に中で枚方市の取り組みというのはすごいと。先ほど所長おっしゃいましたけど、本当に抜きん出ていると思います。いい取り組みをしていただいているなと思います。

あの、ただ、今後の課題ですけど、その大人になった人なんか。それまで学校に居る間はなんとか飽和的な環境でサポートしていただくので、大きくその適用に問題が起きている問題を起こすことは少なくなってきていますが、世の中へ出たらそうはいきませんよね。誰もそんな丁寧に扱ってくれません。やっぱりその、会社へ勤めたら厳しいことも言われるし、よく言われます。大学に入ってもほったらかされます、大学に入ったら誰でも。そこでたちまちその不適應を起こすと言うか。ここのところをどうするか。それを、先ほど言いましたけど、いろんな能力、優れた能力を持つ人がたくさんおられますんで、それを職域で生かしてもらおうかがこれからの課題となってくるな。だいたいそんな流れということでございます。

藤本会長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。どうぞ。

田中委員

大阪歯科大学の田中ですが、今、先生の方から大人になった発達障害の方という話があったので、それに関連したお話をさせていただきます。

この枚方市で非常に若いときからそういう風に取り組んでいただいているというのは非常にありがたいし、敬意を表したいと思います。

大人になった発達障害の方とその保護者さんとお会いしたときに、やはり保護者さんにも問題のある方がいらっしゃいますので、実際もっと幼少のときから、親御さんに対してしっかりした対応を取っていただければ、ご指導いただければと。ありがとうございます。

藤本会長

はい、籠本先生ありがとうございます。田中先生ありがとうございます。

太田委員

摂南大の太田でございます。大学が放ったらかしにしているというのはちょっと耳が痛いんですけど。逆に言うと、非常にそういういろんな問題を起こした学生とよく面談する機会も多いんですけど、なかなか親御さんから来ていただいてお話をすると、初めて、こういう病態なんですという話を。まあ個人情報ですけど、昔の場合は入ってきた時にこういう既往歴があるとかこういう問題があるとかは結構担任にくれたんです。今は一切そういうのが無く、住所だけしかない。現実的に何か問題が起こったときに、お母さん・お父さん、保護者の方から初めてそういう話、個人情報を。それを初めて知って対応を取らなければならぬというケースで、いわゆる、個人情報とそういうことの問題に、そういう問題をこちらが対応するという。一番は、問題がわからないと。また問題が起こっても、保護者の方が話してくれないとかいう現実でちょっと苦しいところなんです。

藤本会長

ありがとうございます。ちょっと手短かにお願いします。

松本委員

アスペルガーの問題とかこういう自閉症がらみのことというのは大きな話題となっているかと思うんですけど、それに対してかなりポジティブに考えているのはすばらしいと思います。同時に一方で個別相談等に進まないというのは、場合によって障害という

言葉がこれついていますよね。それだけで診断されることにより、診断というのは治療法とか対処法とか将来の見通しがはっきりしない場合はどうしても差別と言う意識が家族並びにそういう方々に出るし、キャリアオーバーとかそういう方々が大人になってくる場合にまたどうこうと。実は気づかなかつたら意外と一般的な形でテストが良くできたりというパターンになるんで、そここのところの、他の難病とかですと、ピアカウンセリングという形で同じような中でこういうケースで、こう良くなりました的なモデルがいくつか示されれば、早い目の段階で、安心できてより相談をする、というか。

てんかんの問題なんかでも同様ではないかと思うんですけど、脳関係というところになってくると、どうしてもそうしたところで不安感とかいうのがありますので、そういうところは枚方でも先進的な取り組みがかなり進んでいるようですので、それをよりよくモデルを示せるようになればより望ましいかもしれないです。ちょっとそここのところが気になりましたので。どうしても先が見えないと、発達障害という病名がつくだけで家族も子どもがハンディキャップを背負うんじゃないかと思ってしまう親もいるんじゃないかなあとと思います。付け加えさせていただきます。

藤本会長

非常にデリケートな問題ですし、個人情報に邪魔をしているようなこともありますので難しいところです。質問は尽きないと思いますが、そろそろ時間となっていますので。他にご意見ご質問あろうかと思えます。ちょっと時間の都合がありますので、また後日、各委員から事務局にお伝えいただければいいかと思えます。事務局としてはその集約をしてもらって委員全員に報告してもらって情報の共有化を図っていただければと思っております。

そのほか連絡事項として事務局から何かありましたらお願いします。

事務局

はい。先ほど会長からありました質問事項やご不明な点などがございましたら、恐れ入りますが、7月25日（月）までに、様式は自由でございます。メールにて、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。メールアドレスにつきましては、お手元の封筒の下部に記載しておりますので、よろしくお願い致します。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成しまして、各委員にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

藤本会長

はい。ありがとうございます。それではこれで、平成28年度の枚方市保健所運営協議会を終わらせたいと思えます。

本日は、どうもお疲れ様でございました。ありがとうございます。